

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月27日

住 所	神奈川県川崎市 川崎区宮本町1番地
事業者名	川崎市交通局
代表者名（役職名及び氏名）	交通事業管理者 交通局長 邊見 洋之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 車両の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2018年度末の当局におけるノンステップバス導入率は94.8%となっており、今後も車両更新計画に基づき、ノンステップバスを導入し、更なるバリアフリー化の推進を図る。</li></ul> <p>(2) 旅客支援、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市域内での高齢化率の上昇に伴い、バスに乗車したことのない方が増えるものと推測されるため、乗り方教室を開催し、バスの乗り方等を実体験していただくことや、高齢者や障害者の方にも見やすい広報物の作成を行う。</li><li>・運転手向けに行っている、車いす等の非常用具に関する講習を継続して実施し、運転手の対応力の維持・強化を図る。</li><li>・研修により、職員の遵法意識の向上を図る。</li></ul>
---

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス スロープ付きワン ステップバス	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、令和2年度（2020年度）までに70%以上をノンステップバスにすることを目標としているが、平成30年度末では全車両の94.8%をノンステップバスとしているため、今後も車両更新計画に基づき、ノンステップバスを導入し、バリアフリー化を図る。

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす、ベビーカー等の乗り方・利用方法の掲載	車いすの方やベビーカーを利用されるお客様のために、乗り方や利用方法について、ホームページ上に掲載する。(2019年度～)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報物の拡充 乗り方教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の方や障害者の方にも見やすいよう、文字等を拡大したバスマップを作成・配布する。(2019年度～)</li> <li>・車いす・ベビーカー利用時のルール、マナーの普及やバリアフリー教室を開催する。(2019年度～)</li> </ul>

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転手の対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす等の非常用具に対する講習を継続して行い、運転手の対応力の維持・向上を図る。(2019年度～)</li> <li>・運転手に対するサービス向上研修において、基本理念及び関係法令の理解と遵法意識の向上を図る。(2019年度～)</li> </ul>

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・上屋・ベンチについては、平成30年度(2018年度)末には、設置基準を満たす全ての停留所への整備を行っているが、老朽化しているものについては、計画的に整備を行う。</li> </ul>
--

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

### V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当局の「川崎市バス事業 経営戦略プログラム」に位置付けられている。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。